



新 BOP 学童クラブ入会にあたって

新BOP学童クラブ入会にあたり、下記および裏面事項を必ずお読みください。

《 学童クラブの役割 》

保護者が就労・病気等のため、放課後に家庭で保護・育成をすることができない児童に生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促すとともに、成育を支援することを目的に運営しています。

《 実施日・育成時間 》

日曜・祝日・休日・年末年始（12/29～1/3）を除き、通年実施します。

●区立小の授業日 ⇒ 放課後 ～ 18：15

●学校休業日 ⇒ 8：15 ～ 18：15

※月～金については延長申請を行った場合、最長19：00まで利用可能（別途延長利用料が発生します。）

《 お弁当 》

給食がない日はお弁当を持参させてください。

※夏休み等の学校の長期休業期間中は、一部の新 BOP 学童クラブで、デリバリー弁当サービスをご利用いただけます。実施状況については、新 BOP 学童クラブへお問い合わせください。

《 おやつ 》

月曜日～金曜日に提供します。土曜日のおやつは持参させてください。

※食物アレルギーがあり、おやつの提供に際し配慮が必要で、まだ『食物アレルギーに関する調査票』を提出していない方は、至急学童クラブにご連絡ください。

《 ご家庭との連絡 》

（１）届出について

◇家庭状況・就労状況が変わった場合

住所・電話番号（携帯電話含む）・氏名・勤務先・就労状況・家族の異動等の変更があった場合は、速やかに『変更届』を提出してください。（勤務先・就労状況変更の場合は、新しい『就労証明書』を添付）

◇児童が病気・負傷・旅行等により出席できない場合

児童の病気や負傷、旅行等により新 B O P（学童・B O Pとも）に参加することが困難で、月の前半または後半にわたって学童クラブを欠席する場合、それぞれの期間について2, 500円が減額されます。該当する方は、事前に『利用料減免申請書』を提出してください。（家庭の事情、保護者の休暇等により“出席の必要がない”場合は、減額の対象になりません。）

◇退会する場合

学童クラブ利用の必要がなくなったり、入会要件を満たさなくなった場合は、速やかに『退会届』を提出してください。

なお、年度内に再入会する場合は、再度、入会申請が必要です。就労状況等に変更がない場合は、就労証明書等の添付は不要です（入会申請書のみ提出）。受付期間は、入会希望日の2ヶ月前の同日から前月15日まで（月の後半入会希望の場合は前月末日まで）です。審査後、決定通知書をご自宅にお送りします。

区内で転校する場合は、旧クラブに退会届を提出し、受付期間内に新クラブへ入会申請書を提出してください。

なお、①理由なく長期にわたり欠席が続いた ②保護者が虚偽の入会申請を行っていた ③入会要件に該当しなくなった、等の場合には、入会承認を取り消す場合があります。

※『退会届』及び長期欠席に伴う『利用料減免申請書』は、緊急の場合を除き、2週間程度の余裕をもって事前に 届け出てください。（緊急の場合であっても、事後の届出はできません。）

裏面あり



☆ 一部の届出については区 HP よりオンライン手続きが可能です。

退会等のオンライン手続きを希望される場合、下部の二次元コードを読み取って区 HP をご確認ください。

※各種オンライン手続きには「児童番号」が必要です。同封の『入会承認通知書』に記載の児童番号(000 から始まる 10 桁の番号)を必ずお控えください。

(2) 登退所管理システムについて

◇児童の出欠や退所予定時間等の情報管理、保護者への災害時等緊急時のメッセージ配信、入退室時間等の連絡はシステムを使用します。

(3) 緊急事態が発生したら

◇急病、事故の場合：育成中の病気や事故が生じた場合、応急処置をしますが、状態によっては保護者の方へ連絡しますので、できる限り早くお迎えに来てください。

◇感染症の場合：感染性疾患の予後については、学校の登校基準と同じ扱いです。

◇非常災害・緊急の場合：育成中に災害や緊急事態が発生した場合は、状況によって保護者の方へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

《 その他 》

- ①ご家庭で揃えていただく物は、各学童クラブからご案内します。
- ②習い事等で定期的に欠席する場合は、あらかじめご連絡ください。
- ③学校の担任の先生に、学童クラブに入会していることを伝えておいてください。

各種届出(申請)用紙の受け取り および 提出の窓口は、各学童クラブです。

利用料について



《 月額 》

入会児童 1 人につき、利用料月額 5,000 円 (おやつ代含む)
(内訳は、毎月 1 日～15 日、16 日～月末で各 2,500 円です。出席の有無や出席日数に関わらず、**入会している間は利用料がかかります。**利用の必要がなくなる場合は、**事前に退会届を提出してください。**)
※時間延長を利用している場合、別途延長利用料が発生いたします。

《 支払い方法 》

ご指定の金融機関の預金口座から、3 か月分が自動的に引き落とされます。
『Web 口座振替受付サービス』にてお手続きのうえ、**口座振替日(引き落とし日)の前日までにご入金ください。**
◇『Web 口座振替受付サービス』の手続きや口座振替日については、下記の区 HP をご確認ください。

《 利用料の免除 》

次の事由に該当する場合は、別途申請により利用料が全額免除になります。

- i) 生活保護を受給している世帯
 - ii) 当年度の住民税が非課税の世帯
 - iii) 就学援助費を受給又は、就学援助費の認定基準を満たす世帯(給食費のみ免除の場合を除く)
- ※令和 7 年度分のご案内は 5 月上旬にご案内します。
※**年度ごとに申請が必要です。前年度免除になっていても、改めて提出してください。**
※前年度分の申請はできませんので、必ず年度内(～3 月 31 日まで)に提出してください。



⇨入会にあたって、「利用料について」の詳細や各種オンライン手続きについては、HP をご確認ください。

<<問い合わせ先>> 世田谷区児童課児童育成担当 TEL03-5432-2308